



災害時における被害状況調査

に係る応援協力に関する

協 定 書



## 災害時における被害状況調査に係る応援協力に関する協定書

宮城県土木部長（以下「甲」という。）と社団法人宮城県測量設計業協会会長（以下「乙」という。）は、宮城県内に地震、風水害、その他大規模な災害が発生した場合において、甲が所管する公共土木施設の被害状況調査（以下「調査」という。）に対する応援協力に関し、甲は、乙の応援協力が無償による社会貢献活動であることを理解し、次のとおり協定を締結する。

### （応援協力の要請）

第1条 甲は、調査のために応援協力が必要と判断したときは、乙に対し、調査に係る応援協力（以下「応援協力」という。）を要請することができるものとする。

### （応援協力の内容）

第2条 乙は前条により甲からの要請を受けたときは、できる限り速やかに被害箇所の調査を実施し、調査結果を甲に報告するものとする。

### （応援協力の連絡体制）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援協力の連絡体制を定めるものとする。  
2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに相互に報告するものとする。

### （経費の負担）

第4条 応援協力の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

### （事務局）

第5条 この協定の施行に関し、甲は宮城県土木部防災砂防課に、乙は社団法人宮城県測量設計業協会にそれぞれ事務局を置く。

### （その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年 7月 6日

甲 宮城県土木部長

佐藤 幸男



乙 社団法人宮城県測量設計業協会会長

小山 明雄

